平成２３年（フ）第２２８７号
名古屋市千種区萱場２丁目５番25号　萱場市街地住宅１―206号
債務者　武道エレナこと　ＴＡＫＥＭＩＣＨＩ　ＥＬＥＮＡ　ＣＡＹＥＴＡＮＯ
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４３号
岡山県倉敷市新田3105番地３　カーサ寿101号
債務者　後藤由美子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
岡山県倉敷市浜ノ茶屋201番地２　市営浜ノ茶屋住宅Ｃ棟301号
債務者　中本小夜子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１０６９号
福岡市中央区福浜２丁目５番10―1013号
債務者　荒川千恵子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月３日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３８５号
埼玉県行田市大字白川戸722番地５、住民票上の住所埼玉県狭山市大字中新田1661番地の20
債務者　石田　悦顯
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１６９８号
名古屋市東区芳野２丁目７番20号　市営東芳野荘806号
債務者　安江千鶴子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２３６号
愛知県北名古屋市徳重米野169番地　プレジール井上105号
債務者　佐野久美子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９７０号
福岡市西区愛宕浜２丁目３番10―405号
債務者　片山　　章
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９７１号
福岡市西区愛宕浜２丁目３番10―405号
債務者　片山　美春
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０９６号
福岡市東区香椎駅前２丁目６番30―1511号
債務者　生駒つむぎ
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２９３号
福岡市南区井尻２丁目４番24―131号
債務者　竹井　孝喜
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３７８号
福岡市早良区小田部７丁目６番20号
債務者　相良　敏行
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４４５号
福岡市西区小戸３丁目31番19号
債務者　陣内　吉信
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４４６号
福岡市西区小戸３丁目31番19号
債務者　陣内美也子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５５３号
福岡市南区弥永５丁目12番５号
債務者　柴田　龍男
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５５４号
福岡市南区弥永５丁目12番５号
債務者　柴田　飛鳥（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６１０号
福岡市南区野多目１丁目14番コーポ大橋南１棟406号室
債務者　白石　豊光
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６２１号
福岡市早良区小田部７丁目６番20号
債務者　相良　和夫
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部